



0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14

始



序 明治十九年十二月十五日内務省文付

うべ山の大嵐ハ手に蚯蚓はきの痕を残し六歌  
仙ならぬ道り忍子の墨塗りにハ業平の黒主と  
變する其處ハさへ去歳の熊手と同様古ほけた  
のじ春の遊行何ても是に西洋骨牌だと雜賓の  
口に呑込せる無類の珍書成ば何君も一番上  
番に噴着と御一所にサア／＼めし玉へ  
書未酒一番に醉を柳に吹れ乍ら 根岸の鶯亭金升

也得綠豆



切勿妄想



骨牌交厚西洋戯姫始樂深北里遊 山陽亭藝生  
お直段は手がる貰ふて嬉しがる 奔雷空人

賣れて廣がる西洋がるた

苦を捨て好い樂を蒔く札に

紅亭花笑

遊びの種の切れぬトランプ

斯うなりや何うでも西洋骨牌

花林堂轉珍

すてよが切らうが主のむね

春なれやかるたに暮る面白之

おいろ粹史

○緒言

凡そ世間何事よ限らず遊戯とし云へば必ず輸贏を争そふも  
のよ定まりて是より面白きことい無きものとせり是れ人間  
と人より上るを好みて下るを厭ふ者よして人よ勝ち誇りて  
羨ませんと思ふ性情ある故あり故み吾邦よ行ひるゝ佳留多  
花符雙六十六武藏など云へる遊具ひ悉く輸贏を目的とせり  
西洋よて夙よ(トランプ)と云へるものありて同じく輸贏を  
目的として樂む所の遊器あり斯の(トランプ)ハ西洋の佳留  
多とも謂ふべく彼國々みてハ盛よ愛顧さるよ一種珍奇の遊

器とす吾邦の佳留多花符の如きものゝ稍之ゝ似たる所あり  
といへども（トランプ）より比ぶれば其遊び無稽にして卑賤と  
謂ふべし則ち西洋の（トランプ）は其遊び優長にして使法も  
高尚なるれバ又隨つて之を使ふ人々の智力を自ら上進するの  
みあらず交際を親密よし品行を高尚よするの益あり一小戯  
と雖を豈よ無用として擯斥すべきものあらんや夫れ故よ西  
洋諸國にて公侯の尊爵より馬丁炊婦の下賤よ至るまで皆  
此（トランプ）を以て無上の遊戯なりとし大よ流行せり然る  
よ近來我邦を外國との交際次第より親密あるよ從ひ彼此の往

來を追々相繁く内地雜居とて彼國人も吾邦より住居を求むる  
事を又起らんとす其内よ於てを西洋風の服を裝ふものゝ日  
一日より多く結髪より東髪會わり舞踏より俱樂部あり西洋  
音樂より稽古所あり彼所より洋食を味ひて珠戯をあし此處  
より夜會より聘せられて骨牌遊をなし其他今日西洋流儀の流  
行頗巨多なり是勢を以て考ふるとき（トランプ）遊戯も  
早晚晝治より至りぬべし仮令右の如き貴人の公會よ於てせざ  
るも其私宴の席場よ在つて屢々斯設けあるよ至らん已よ東  
京の如き紳士學士書生の間よへ遊戯よ際し必らず之を用

るさるものあるよ至らんとするの傾きあり左りながら（ト  
ランプ）は其傳來未だ久しからざるを以て能く之を使用す  
る達人甚だ少しく偶々達人と呼ひれ上手と云ひるゝものを  
あれど其使用の方法多くは經驗又依り知らず識らず會得來  
たるもの多く故より未だ使用法を識らざるものが是等の人々  
より就て其説明を乞ふを明白よ答弁すること能はざるのみか  
若し經驗よりて其奥義より涉りし人あれバ大畧を説明する  
のみにして近も其奥義を打明けて答弁さるべし是其奥義へ  
漸次よ見開きたるものゆゑよ秘訣として容易く人よ聞せん

ことを惜むものあればあり左れバ吾邦よて今日（トランプ）  
の使用法を習はんと欲せば師より就て尋ね得へきよあらざる  
を以て自身多年の経験を積て理會するの外あらざるべし是  
れ予か似狂を顧みず此不便を除かんが爲よ爰より一書を編述  
して浹く世の婦女童蒙の徒よ示す所以あり

## 目 次

十

- 第一章 (トランプ) の性質
- 第二章 使用法の種類
- 第三章 混錯法及其其伍

- 第四章 占繪使用方前 (アラヘ) の二要件

- 第五章 占繪の使用法

- 第六章 占繪使用法の定則及其騙術
- 第七章 記憶力の必要 附言 一則
- 第八章 (トランプ) 獨遊 (フリーアウト)

- 第九章 二十一 (トランプ)
- 第十章 消了 (トランプ)
- 第十一章 點繪 (トランプ)
- 第十二章 占繪の別法
- 第十三章 (ナボレオン、トランプ)

附

- (トランプ) 手術
- (一) 屏牌暗射
- (二) 混交暗射

十一

(三)

混交屏牌

西洋骨牌使用法  
遊戲

桜城醉士著

○第一章 (トランプ)の性質

(トランプ)は西洋遊器の一種として吾邦の佳留多と似たる所あれば之を西洋佳留多と譯してを可ある。似たれども夫みて之意味茫然として西洋の佳留多の内にて何れの分なる事か判然さざるゆゑ尙元名を存して(トランプ)と云ふと好しとす是恰も西洋の帽子を西洋帽子と稱へずして(シャツボ)燈檠を(ランプ)と謂ふが如し。

(トランプ)と其好癖家より看れば洒食より貴かるべく花月よりも興あるべく一種の珍器あれば從つて之が使用方法を夥多よして其道理も綿密あること吾か佳留多雙六等の及ふ所よあらざるあり今先づ此言を證明する爲め(トランプ)と吾邦の遊器とを比計んと第一圍碁は二人よあらざれば爲すこと叶ひす將碁も亦之よ同し第二長久の時間を要す將碁も亦同じ第三習練されは容易よ企だつべからず斯二件の圍碁將碁の性質よして不便極れり(トランプ)へ之よ反し第一人よ制限あることあし第二一勝負よ時間を費さず第三輕易ふ

企つることを得へし或ひ碁將碁ハ只之を傍観するのみを以て興味ありと云ふものあれども是殆んど痴狂の談あり旃よ如ふるよ圍碁の素と縉紳老翁の樂とし書生婦女童蒙の遊びよあらすとしたれハ汎く何人小てを此遊を通用し難し然るよ(トランプ)ハ其用汎く一人よて爲すことを得べく二人よて爲すことを得へく三人よて爲すことを得べく四人よても五人よても六人七人八人九人十人五十二牌其數の盡るまでハ使用自由あり又歌佳留多詩佳留多ハ人よ制限あ玄といへとも之を使用するよ其方洋道理よ由ちざるを以を只慧眼者

の爲より擇了れ甚だ亂雜あり又或は其牌面と文字の標的を馴致るの恐ありて面白からず斯の如き人偶々あるときへ到庭勝を譲らざるべからず（トランプ）の眼を以てせず専ら心を以て使用せらるゝか故より慧眼家あるを恐るゝ足らず又戦ひ中の牌面を表さざるが故より繪状點形を標的と爲して勝を譲ることなし雙六の點數の如何より輸贏を定むれども其投點の偶然の事よして如何より焦神するも便あきあり只空より僥倖を嵌つの外なし特り花符は稍道理ある遊戯あれども袁玄道家の墨具小係るよと多きと以て世より容らるゝこと勘あ

し斯餘（トランプ）の其製法上よりいふを吾邦の遊器より優るところあり夫れの第一繪状點形の潇洒美麗あることは是あり尤も是の實物を擧げざれば十分説明し難けれども兎と角其繪状點形の上下の差別あき様よ寫出せるものあれば體裁も宜しく彩色を久しく持耐へて光澤を渝ることなし第二の其紙質柔軟として左よ曲げ右よ折るを爲よ挫折ることなし（尤是の（トランプ）の價直如何より同からざるも吾邦のかるたはせかのじつ歌留多花符の全く此質あし）其紙質斯の如きを以て又一種快暢音響を出せり勿論之を價直より因て均からざるも其音響

の整々然たる吾邦遊器の及ざる所也右り（トランプ）と吾邦の遊器とを比較たるをのよして即ち以て西洋の（トランプ）其遊戯術高尚風雅として佳留多雙六花符等々優ることを識りぬへし

（トランプ）ハ一種の遊戯術なり故より警見るときは淺薄ゆもなうことにして高尚よからことあらざるが如く思ふものもあるべけれど左よりあらず能く之を玩味すれば中々道理だらりのあるものなり總て何事も限らず瑣末ささいの事柄ことがら人々の考察力甚だ淺薄うすくして常つねより之を顧みるものあしき雖とも理學上より推步するほするときと物皆定則あるもの

きものいなし即ち物の常態は其常態あるべきの定則あり物の變態を其變態あるべきの定則あり（トランプ）を亦此道理ふ適せざるといふことあし其勝かつを取るへ必ず勝べきの定則だらりより從ふしきが故あり其負るや必ず負されば能はざる定則きまつらのありこの定則だらりを識りこの定則だらりを行ふものは之を達人たつじんともあり手じゅうとも稱すべくこの定則だらりを行ふ能ざるも之を下手へたと云ふべし未熟みじゅくとも云ふべし左れり（トランプ）を以て輸贏ゆうようを争ふ時より一方へ使用の妙巧小して神變不可思議なるか爲よ當よ勝利しこうりを占め一方へ之よ制せられ

て使用十分あらず常々敗北其遺憾の形容すべからず是他の  
し能く勝ものに其使用定則よ適ひ能く敗る者に其使用定則  
より従ひさればあり古より今まで遊戯の術多端ありと  
いへども其使用の高尙たるもの足の（トランプ）の上々越る  
ものあかるべし蓋し此事の初歩の人々向つて言ふとを決し  
て信用を置かざるべ玄と雖も苟くも（トランプ）も熟達せる  
の士は果して予か言の虚あらざるを知るべし

### ○第二章 使用法の種類

使用の種類は頗る多く西洋諸國より久しく使來るを以て

使用乃變化を幾多ふを考出せり己よ獨逸國よ遊學せし人の  
話ふれ彼國にて使用法ハ百六十種以上ありと聞きぬ以て其  
種類の夥さを思ふべし本書ハ専ら婦女童蒙の爲ふものせる  
を以て斯の如き夥多の種類を皆列載せず又之を皆列載せん  
れ少冊子の能尽す所よあらざれば今ハ其中より就て世人が通  
常使用ふ重要のものを示すべし

使用法中貴重なるものを七あり第一獨遊び第二二十一第三消  
了第四占點第五占繪第六（ナボレオン）第七占繪の別法是  
り是實よランア使法の順序と云ふを可あるべし則ち第一

第二と其使用法誠よ容易よして直よ覺り得べく第三以上第六よ至る迄ハ最を綿密よして深く研窮せざれば識る可らず就中占繪ハ最も快娛あるものよして又最も深理あれば本書よ於て重よ之を説明ほんとす人々常よ相遭ふてトランプを行ふべしと云ふゝ多く此占繪の事なれば能く此占繪の使用定則を解得せざべからず依て以下順次よ之を説明すべし然るよ爰よ豫告すべきことあり夫は先何てを平易の事件を最初よ説明しを梁理の事柄を後方よ置くハ順序あれども(トランプ)ハ占繪を以て大本として餘の使用法を之

より接觸したるもの多きを以て最初よ深理なる占繪を説明して餘の使用法を後文よ載せざるべからずされば説明の際大よ因難を來し看容をして惑はしむる事ゐるも計られさればなり是と以て先占繪を説き次よ獨遊二十一消了。占點(ナボレチン)を明らかにせんとす

骨牌の体裁ハ之を製造る國々よ依て多少同ふせざるを大抵ハ同一あり即ち之を四冊よ區分し各部十三牌宛ありて其總計五十二牌なり其一部を(スペード)と云ひ一部を(ハート)と云ひ一部を(ダイヤモンド)と云ひ一部を(クラブ)と云ふ

各部順位ありて、一點を最上とし、王、女王、軍士十點九點八點七

點六點五點四點三點二點より終ること左表の如し

- |       |                        |       |                       |
|-------|------------------------|-------|-----------------------|
| ○第一等  | 一點                     | ○第二等  | 王 <small>キンク</small>  |
| ○第三等  | 女王 <small>キュイン</small> | ○第四等  | 兵士 <small>チーフ</small> |
| ○第五等  | 十點                     | ○第六等  | 九點                    |
| ○第七等  | 八點                     | ○第八等  | 七點                    |
| ○第九等  | 六點                     | ○第十等  | 五點                    |
| ○第十一等 | 四點                     | ○第十二等 | 三點                    |
| ○第十三等 | 二點                     |       |                       |

四部毎々等級ある右ことの如志と雖も獨(スペード)一等と至つてハ一點を其代(スペード)するものあり此れ主權者の意として一部の上位にあるのみあらず他三部の總大將あり其功用(スペード)後(スペード)說示すへきを今尙初步の徒々四部の區別を明白と説かんため左々之を示すへし

(トランプ)の四區別

一部 スペード

鍔形 スカート



黒色

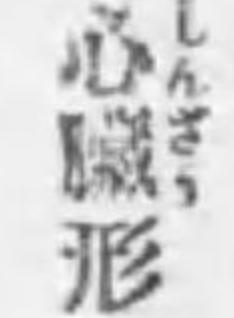
スペキレーシヨン

王、女王、軍士十點九點八點七點六點

五點四點三點二點

合計十三種

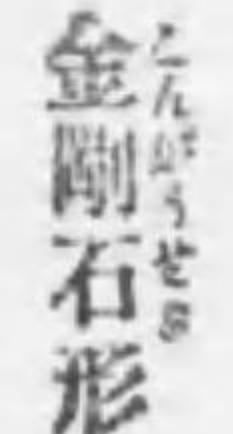
一部 ハート 心臟形



赤色

一部 <sup>アイス</sup> 一點以下前と同じ

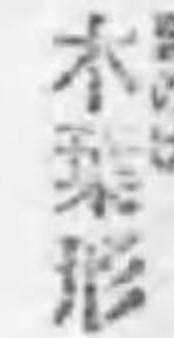
一部 ダイヤモンド 金剛石形



黒色

前と同じ

一部 クラブ 木梨形



黒色

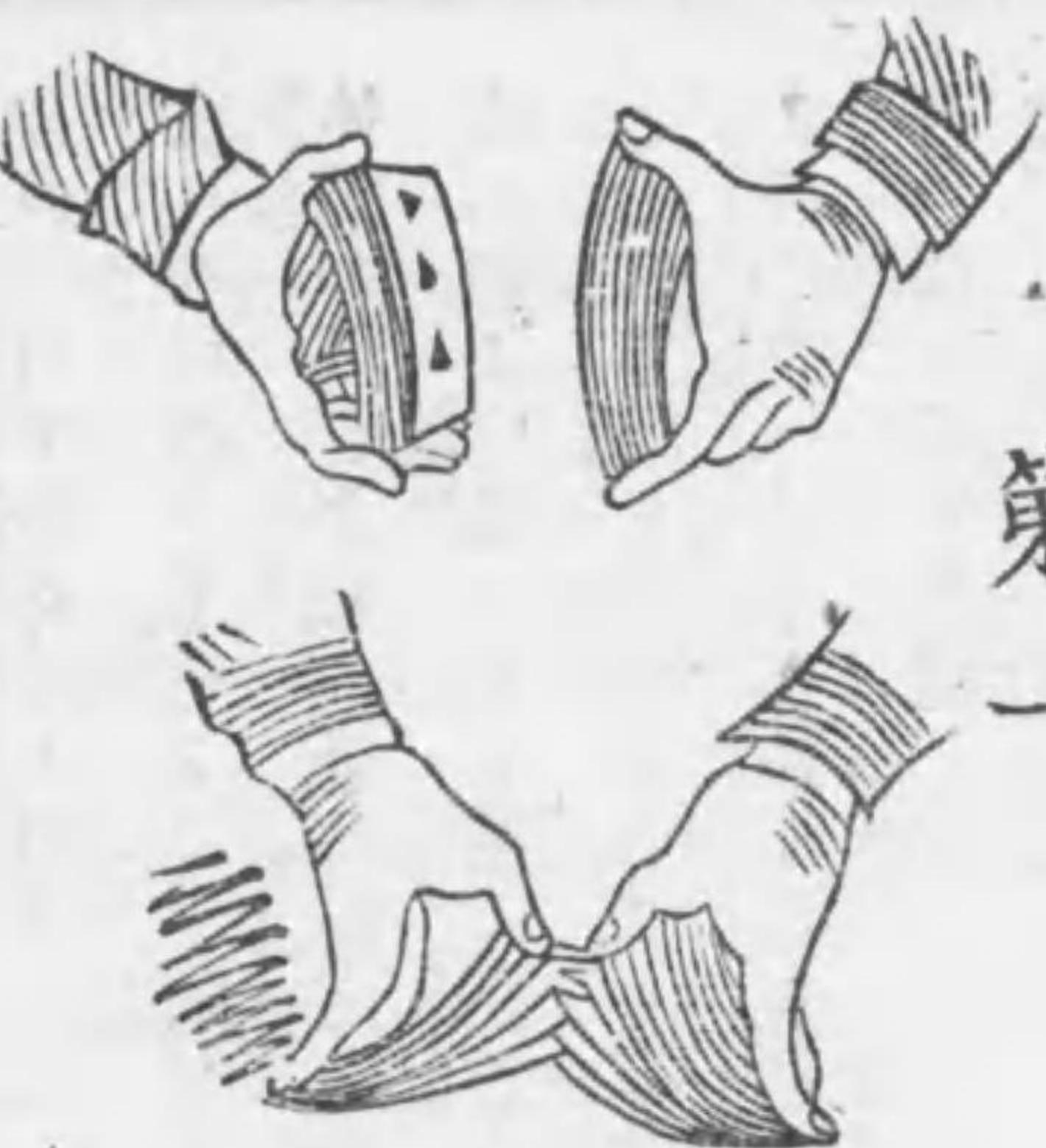
其餘各部の繪牌ハ實物小就くされば能く解説し難し

○第三章 混錯法及其共伍

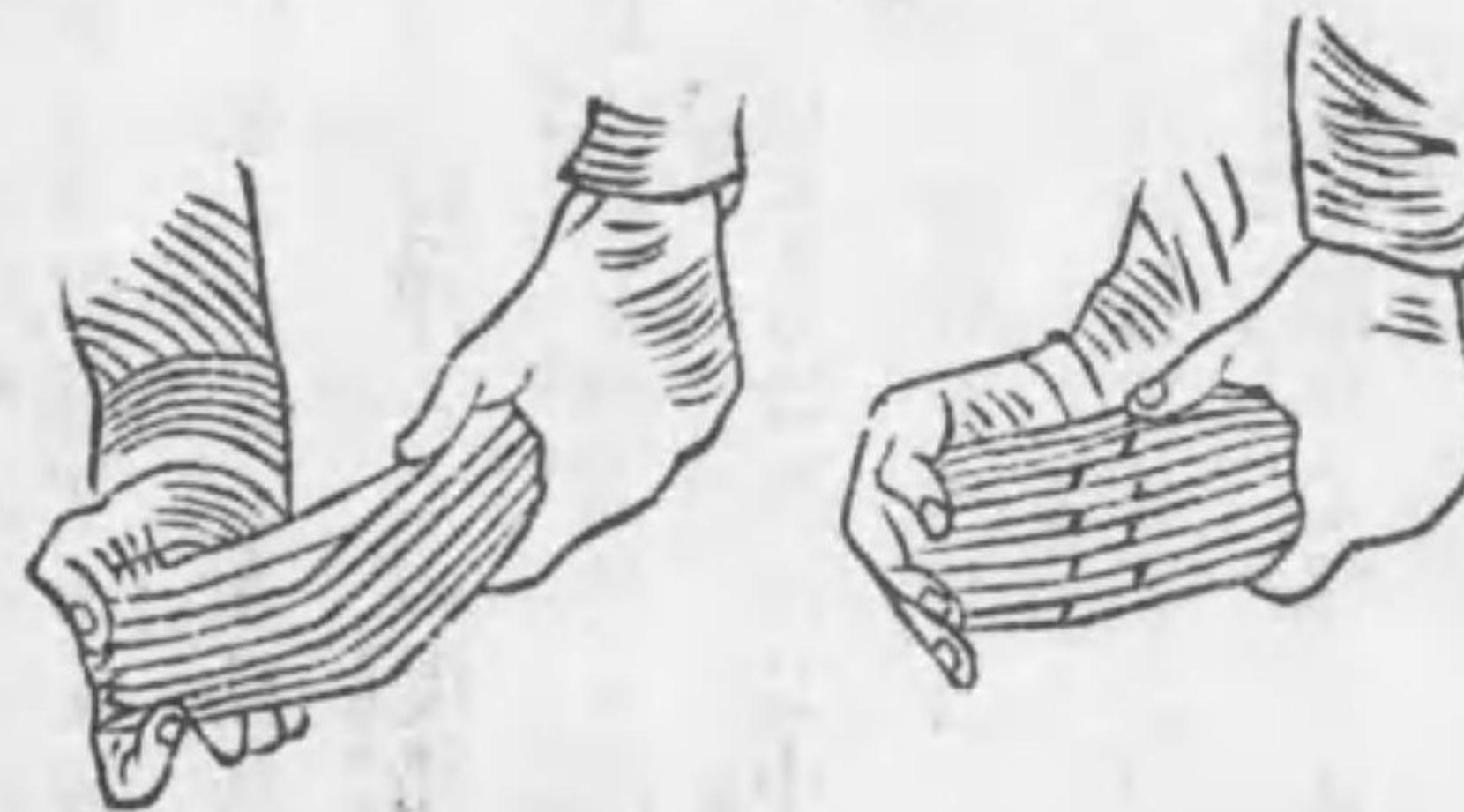
牌の混錯法の如何ましても混錯るへすれば宜かるべきゆゑ

吾が住留多花符の混錯方の如く掌上より載せて混錯するを差  
支はあけれども右より配分ことの遲延あることあり且其  
体裁の見苦きをのある故之より微ふべからず西洋よての混錯  
法の別よ定例ありて能く迅速よ混錯し且体裁を整備せり然  
とせ其方法を數多よして一々之を示すよ便あらざれば其中  
より成へく了り易く識り易きもの二個を圖解すべし  
右の圖を篤と熟覧したる上より屢々實地よ施行するときに  
自然了解して錯雜の十達よ至るべし其配法の順序と後文より  
説示す所を以て明らかあらん

第一



第二

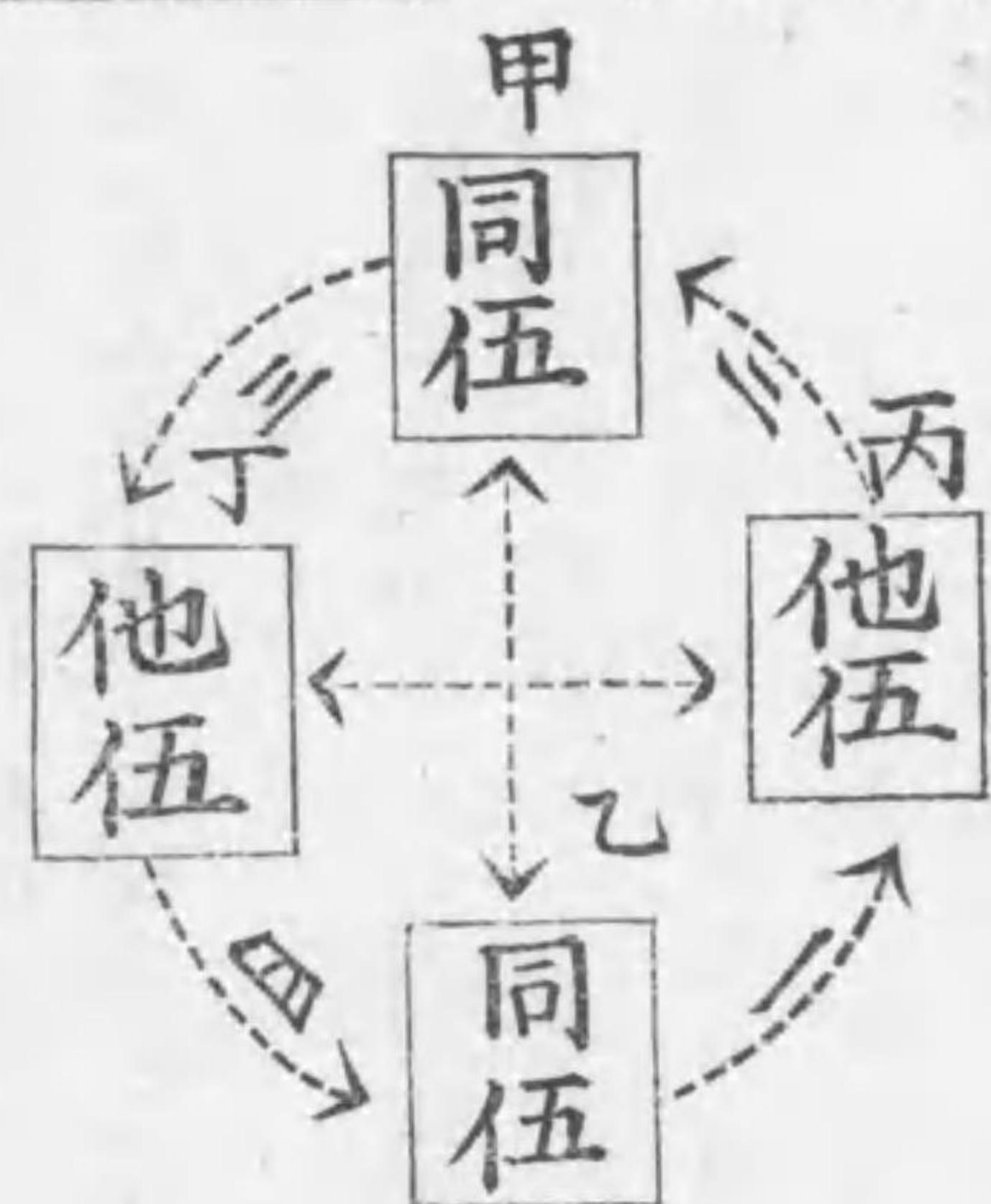


○占繪の共伍

占繪ハ本邦の將碁の駒出し遊びと大同小異あり

但し四人乃遊戯されば四八と二伍より分ちて左圖の如く共伍をなして對座すべし

左圖の如く共伍を定めて互に對座すべて是敵手を間隔狭みて味方同志と馴合さざるためあり即ち(甲)と(乙)とは同伍として味方同志あり然れども(丙)(丁)は對しては敵あり(丙)と(丁)とい他伍として味方同志あり然れども(甲乙)は對しては敵あり即ち復言すれば(丙)と(丁)とは同伍として



配分を爲すものゝ最後より受くる事を心儀べし是れ大より益ある

(甲)と(乙)といへば伍あり  
斯の如く伍と定めて牌を配り始むべし其順序ハ譬へば(乙)を配分方とすれば先づ(丙)より與へ次よ(甲)より次よ(丁)より與へ終りよ(乙)自身より受へべし孰れよしても

るを以てあり斯の如くすること十三回されば其數全く畢り其畢りの牌ハ断牌と唱へ要用のものなりこの断牌は最初配分の時より豫じめ契約を以て四部の中一種を以て假り定めすべし尤も四部といふとも其中(スペード)ハ断牌と爲すべからず其故ハ(スペード)ハ断牌と定れば其高點たる(スペード)の威力を減殺する恐あるを以てあり左れキレーシヨン)の威力を減殺する恐あるを以てあり左れば實際ハ四部中の三部より任意より断牌を定むるものをス(丙)より(甲)より(丁)より(乙)たる自身より配分すること成る可く迅速せざるべからず又能々注意して表面

を彰<sup>あら</sup>へすことあり様<sup>やう</sup>よすべし若し配分の事漸次習熟<sup>かじくなつしや</sup>ある  
ふ於てハ其配分迅速<sup>さめいか</sup>にして雷光<sup>いのづき</sup>の如くならざるべからず又  
已<sup>お</sup>よ習熟<sup>しうしや</sup>よ至れハ右云ふ如き普通<sup>ふつせう</sup>の配分法<sup>はいぶんぽう</sup>由<sup>ゆ</sup>らす種々<sup>たぐい</sup>  
之<sup>の</sup>を變化<sup>かへ</sup>すべし譬<sup>たと</sup>ハ最初<sup>はじ</sup>の配分<sup>はいぶん</sup>ハ(丙)(甲)(丁)(乙)と順序<sup>じゆじゆ</sup>を追  
て配分<sup>はいぶん</sup>し夫<sup>お</sup>より後<sup>あと</sup>ハ或<sup>も</sup>(乙)より(丙)より(甲)より(丁)より(丙)  
り(丙)よ又(丙)より(丁)より(丁)より(甲)より(甲)より(乙)より(丙)廻<sup>まわ</sup>ぐる  
が如く混交<sup>こんこう</sup>して配分すへし是<sup>て</sup>ハ体裁<sup>ていさい</sup>を裝<sup>そな</sup>ふよハ肝要<sup>かんよう</sup>あれば  
能<sup>の</sup>く熟練<sup>じゅくれん</sup>して此極<sup>たゞ</sup>よ達<sup>たつ</sup>せんことを勉<sup>つく</sup>ひべし

○第四章 占繪使用前<sup>まへ</sup>の二一件

占繪<sup>どり</sup>よ着手<sup>あた</sup>する以前<sup>まへ</sup>に云ふべきこと二一件<sup>ふたつ</sup>あり断札<sup>だんさ</sup>及び情件<sup>じょうけん</sup>  
の事<sup>こと</sup>是<sup>これ</sup>あり今之<sup>いま</sup>を二個<sup>ふたつ</sup>よ區分<sup>わけ</sup>て説示<sup>ときしめ</sup>さん

(一) 断札<sup>だんさ</sup>の説明

(甲)(乙)(丙)(丁)座各々定まり乙己<sup>おのと</sup>よ占繪<sup>どり</sup>よ着手<sup>あた</sup>する以前<sup>まへ</sup>  
よ断札<sup>だんさ</sup>あるものを定めざるべからず其主意<sup>そのしゆい</sup>ハ各自札<sup>めいいくよ</sup>の配分<sup>はいぶん</sup>  
を受<sup>うけ</sup>ある後順<sup>のちじゆん</sup>よ依り札<sup>よだ</sup>を打<sup>うけ</sup>出し幾回<sup>いくたび</sup>か經<sup>あ</sup>たる後四部中<sup>ひと</sup>の一  
種<sup>たぐい</sup>ハ皆無<sup>かへむ</sup>であるべし譬<sup>たと</sup>ハ(スペード、ハート、クラブ)ハ尙所<sup>まだ</sup>  
持<sup>も</sup>せるを(ダイヤモンド)ハ出了<sup>だしき</sup>ひたるときの如し此皆無<sup>かへむ</sup>  
とありたることを尽<sup>きれ</sup>矣<sup>だ</sup>と唱<sup>す</sup>ム己<sup>おの</sup>よ四部中の一種<sup>たぐい</sup>かスの如く

尽たるときの其次回より他伍より吾か尽たるもの、點札繪札を打出すとき前ふ豫定し断牌を以て打出せは之か爲み他伍の繪札へ切られて其札へ吾有とあるへし之と断札を使ふと云ふ断札を以て他伍の繪札を勝取るに甚た興ある仕方みて一度の（トランプ）中より早晚出て来るなり然れども此断札を用ふるよ法あり又皆無となるよも道理ありて縦密至極なりとす個は後より至り詳細ふ辨明すべく爰より其大要を示すのみ

（二） 情件の事由

札は之を配分する以前より精密より混錯て可成他伍同伍共より強弱優劣平等の配分と得て勝負を決せざるべからず左れども是れ實際如何より工夫し如何より凝思るも行はれざることみて到底多少の不平均より免かるゝこと能はず實より不得止毛のあり故より偶然所得の不平等著るしき場合より會ふよとあり譬へ一方より最上の所得をもちたるを他の一方より最下の所得を有たるときの如し斯るとき殆んど始より勝は最上の所得者よりありて負け最下の所得者よりあること判然なれば未だ戦はずして勝負定まれば依て非常の不平均は自各受領たる時

よ之を見て停止し更々混配て配分を爲さしむ此停止する事  
とを情件ありと云ふ定例の情件ハ左の二個の場合とす

一四部中の一類あるもの始より全くあき時

二四部中の一類七枚ある時

第一ハ何故よ情件ありやと問ふよ譬と（スペード、ダイヤモンド、クラブ）の三部はあれども他の一部たる（ハート）は一枚をあきとされば此人の始より一部を皆無あるを以て断札を以て（ハート）の繪札を悉く断り取るべし是始より勝を占むること明白あるよ同じ依て更々配分せざるべからざれば

べあり

第二ハ如何と云ふよ是も第一と同しく譬は一部乃同種七枚以上あるときは其人ハ十三枚中よ七枚の同種を受けたる爲め他伍ハ二三枚よて直々皆無とあるべき札と持つの道理あれハ吾不利甚だし其他斯の如き所得よてハ皆無とあること遅きを以て旁々配分を改むるなり人よ依りてハ此の情件を容れずして行ふものあれども右云ふ如き理由あれば情件ハ必らず要用とすべきものなり

○第五章 占繪の使用方法

占繪とは書札十六枚を悉く同伍又は十六枚中の九枚以上を同伍又は占取爲者を以て勝と定めたる方法あり若し之を裏面より云へば他伍又は繪札一枚をも戦取せざるか又ハ七枚以下を占有するものゝ稱なり斯の占繪ハトランプ) 使用中最大の快樂を與ふるものをよして又最大の道理を蓄ふるものあり依て詳らかに之を説ぎるべからず已ふ云ひし如く他伍同伍を分ちて断札をも定め其配分を配りて後之よ取り掛るべし即ち前圖を以て説明さんよ先づ(丙)より受取り始めたる札を左の如くありしと假ふ定め置ん

甲	丙
タヤモンド	五點、九點、十點、兵士、王
ハート	五點、十點
スペード	五點、六點、七點
クラブ	四點、八點
ダヤモンド	四點、七點、一點
ハート	三點、四點、六點、王
スペード	三點、九點
クラブ	三點、六點、七點、女王

ダヤモンド

二點、三點、八點

ハート

二點、九點、兵士、一點

スペード

八點、兵士、女王、スペキュレーション

クラブ

九點、王

ダイヤモンド

六點、女王

ハート

七點、八點、女王

スペード

二點、四點、十點、

クラブ

二點、五點、十點、兵士、一点

(以上四部の内各部十三牌宛受取)

右の如くして又断札は(クラブ)と仮定むへし

依て受始めたる(丙)より打出すを順當とす試よ(丙)へ先づ  
(ダヤモンド)の五点を出すとすれば次よ(甲)へ(ダイモンド)の三  
ドの七點を出すあるべし(乙)へ最後あるを以て(ダイヤモンド)の女  
王を出し自ら之を占有すへし之を自退といふ斯の(丙)(甲)  
(丁)が出せ玄(五七三點)へ不用物あり何故とあれば點札へ  
勝敗の數々入らざればなり依て斯點札へ凡べて之を伏裏し

て座の中央より棄置くへし是より一順を終る斯一順より（甲）  
 乙）は同伍に先づ一枚の勝なり何とあれバ（丙丁）は未だ一枚  
 を占有せざる間より（甲乙）は（ダイヤモンド）の女王一枚  
 を占有したれば（乙）より打初めざるべからず是れ打出  
 有せしを以て二順（乙）より打初めざるべからず是れ打出  
 しの先手は常よりするを定例とさせばあり依て（乙）  
 は（ダイヤモンド）の六点を打出すことせんより次（丙）は  
 （ダイヤモンド）の六点を打出することせんより次（丙）は  
 （ダイヤモンド）の九点を出すあるべし（甲）と之を受けて  
 （ダイヤモンド）の四点を出すあるべし最後の（丁）は（ダイ

ヤモンド）の二点を出すあるべし之を二順とす此二順より  
 は誰を繪札を占取しれるものあきゆゑ勝敗のなきものとす  
 依て（甲）（乙）（丙）（丁）の四人が出せし（ダイヤモンド）の六  
 九四二の点札の不用物あるを以て前の如く伏せて捨置へし  
 ○又三順の先手は（丙）たるべし是れ（丙）は二順中の高點  
 なれば實際一物を占有せずといへばを名義上の勝者たれ  
 ばあり依て（丙）は（ハート）の五点を打出すとすれば（甲）は  
 （ハート）の三点を出玄次（丁）は（ハート）の二點を出すな  
 るべし最後の（乙）は（ハート）の女王を出して自退くべし是

よて(甲)(乙)の同伍くみハ二枚まいの勝まいとあるあり○四順しきゆんハ(乙)より初め(スペード)の二點より打出さんよ(丙)ハ(スペード)の五點を出し(甲)ハ(スペード)の三點を出すあるべし(丁)は(スペード)の女王ひょのくわを自退じたいベし此四順このしきゆんよてハ(丙)(丁)の同伍くみハ女王うおうを受うけるを以て一枚まいの勝かちとありしも尙まだ一枚まいの敗まけあり○五順しきよ至つて(丁)ハ(ハート)の一點を打出さんよ(乙)ハ(ハート)の八點を出し(丙)は(ハート)の十點を出し(甲)は(ハート)の八點を出し(丙丁)の同伍くみハ(ハート)の一點を得たり是よて双方對等そぞうひょうおうじやうどとなれり○六順しきよ至り(丁)は

(ダヤモンド)の八點より打出さんよ(乙)は已かよ(ダイヤモンド)ハ已かよ皆無かいむとあり尽きわ矣きわたるを以て断札きりふだを使用すりようされハ(クラブ)の二點を出すあるべし(丙)と(ダイヤモンド)の十點を出し(甲)ハ(ダイヤモンド)の一點を出すへし是よて(甲)(乙)の同伍くみと(ダイヤモンド)の一點を得たれば(甲)(乙)間三枚まいの占有けんゆうとあり(丙)(丁)よ對して一枚まいの勝まちとす○七順しちゆんよ至つて(乙)ハ前まへよ断札きりふだを出したるを以て自から先手さきしゆとあつて打出すへし依て先づ(ハート)の七點を出すとせハ(丙)よ(ハート)は皆無かいむあるかゆゑ(クラブ)の四點を以て断るへ

し(甲)ハ(ハート)の六點を出し(丁)ハ(ハート)の兵士を出  
すべし之よ依て(丙)(丁)ふハ(ハート)の兵士一枚を加へた  
り○八順よ至り(丙)ハ(スペード)乃六點を打出すとすれば  
(甲)は(スペード)の九點を出し(丁)は(スペイド)の兵士を  
出すべく(乙)ハ(スペード)の四點を出すべし左すれハ其勝  
リ(丁)より○九順よ至り(丁)ハ(ハート)の九點を打出す  
とすれど(乙)乃手ヨリ(ハート)皆無なるを以て(クラブ)の  
五點たる断札を用ヘシ(丙)も(丁)も同様に皆無なるを以て  
八の(クラブ)を以て〔乙〕の上をきへし〔甲〕ハ〔ハート〕の

王より外あきを以て止を得ず王を出すへし依て(丙)の勝と  
あれり○十順よ至り断牌の高點たる(丙)ハ試に(ダイヤモン  
ド)の王を打出すとすれば(甲)ヨリ(ダイヤモンド)尽矣た  
るかゆゑ(クラブ)の六點を以て断るへし(丁)ハ(クラブ)  
の九點を以て其上を断るへし(乙)ハ十點の(クラブ)を以て  
尙ほ其上を断り(ダイヤモンド)の王を占取すべし○十一順  
みて(乙)を打始めとし(スペード)の十點を出すとすれば  
(丙)は(スペード)の王を出すべく(甲)ハ(スペード)あきゆ  
ゑ(クラブ)の七點を以て(スペード)の王を断り取るへし(丁)

其時(スペード)の八點を出すべし○此十一順みて(甲)ハ  
 (丙)より(スペード)の王を得たるゆゑ十二順の打出先手と  
 ある依て(甲)は(クラブ)の三點を打出すとせんふ(丁)ハ(ク  
 ラブ)の王を出し(乙)ハ(クラブ)の一點を出すべく(丙)ハ  
 (スペード)の七點を出す(し依て(乙)ハ(クラブ)の一點を  
 以て(丁)の(クラブ)の王を占有せり○十三順其最終あり  
 此順(かち)勝たる(乙)より打出す(乙)ハ(クラブ)の兵士より出  
 そとせんふ(丙)は(ダイヤモンド)の兵士より外あきを以て之  
 を出すべく(甲)ハ(クラブ)の女王を出すべし(丁)ハ(スペード)

獲(う)取(う)の  
 甲 乙 ハート スペード クラブ  
 ダイヤモンド 王、女王、一點  
 女王、 王、一點  
 合計七枚

丙 ダイヤモンド

兵士

ハート  
スペード

王、兵士一  
女王、兵士 合計九枚

スペキュレイショソ

獲 収の丁

クラブ

女王、兵士

右一法の素より仮々一例を設けたるものなれば之を讀て行  
ひたればとて聊を眞味あることあかるべし只之を以て初步  
の婦女童蒙よ占繪ハ斯る使法あることを平易よ示さんため  
よなしたるものなり依て是より占繪の使用方法よ就き最を

秘訣とする貴重の定律よして重要な原則として據るべきの  
ことを説明すべし但し上來編陳おきし如く占繪あるものハ  
(トランプ)使用方中の最興味あるものよして其方法も煩密  
あれば能之を熟讀玩味て其時々敏捷の作動を爲さるべか  
らず是又豫かじめ一言する所なり

○第六章 占繪使用法の定則

左より條記するもののハ占繪を使用する定則あり今便利の爲え  
一條を同伍他伍の兩點より説明すべし  
(一)同伍ハ成る可く後手よ打出すべし

打出しひ先手あるを損とし最後あるを得とほ其故ハ同伍より初先よ打出すとき一ヶ點を除くの外の其最後の必らず他伍よ當りて他伍の利とあればなり譬バ(甲)より點牌を打出すとき(丁)を點牌を打出すべし(乙)より點牌を打出すべし(丙)ハ即ハち其最後あれば繪牌を自退することを得るが如し何となれば(丙)ハ其次席よ他伍あきを以て安堵して繪牌を自退すればあり此理あるよ依リ(トランプ)ハ先手よ打出さずして最後よ廻るを得とするあり其最後よ廻るよ如何すべきやと云ふよ自身先づ(トランプ)の

配分を行ふべし其順序ハ前よ示せ玄如く先づ初牌を(丙)へ配リ(丙)より(甲)へ(甲)より(丁)よ(丁)より(乙)即ち自身よ受くべし斯く(丙)が初牌を受けたるを配初と唱ヘ(トランプ)の定則として配初の人より打出さるべからず故よ(丙)より打出すとき(甲)を過ぎ(丁)を経て(乙)へ最後の打出となる爰よ繪牌を自退するを得べし但し其自退すべき繪牌と云ふものも其時と其手よ依りて定律われば最後の(乙)ハ何繪牌よても自退すべしとの譯よハあらず個々別條よ説明すべきがゆへ此所よてハ先手よ

り後手又廻る打出を得とすることと識得れば可あり  
 (二)最初の打出迄よ順當する人ハ數多き同種中より其點牌を以て打出すべし

最初の打出と誠よ肝要あるものあれば能く注意せざれば勝つべきも負け負けべきも却つて勝があるべし依て最初の打出よ順當するもの成るべく其所得中ヨリ最を數多き同種上の點牌より打出すべし又其點牌を成る可くは點數少きものよりすべし譬バ(ハート)が吾所得中の數多きものとせバ(ハート)の點牌中よて尙其點數

歩あるものを撰らび二點又ハ三點より打出すべし然るときハ他伍ハ必らず打出す所の點數之よりも多かるべければ向しても其次回ハ他伍より打始むることありて前項云ふ如く最後の利益を得べきあり然とを其數多き同種中の點札を打出すことハ定むるもの之又定則ありて何時までも最初の打出ハ數多き同種中の札を以てする可能はず譬は吾札五以上同種のものを所持するときハ斯中より打出さべからん其故ハ元來(トランプ)ハ其種類四あり一種類毎よ十三枚死わるものゆハ同種ハ牌を一人よ

て五枚も所持すれば十三枚の中より五枚を自退けたれば  
残り僅々八枚あり然るよ父斯ハ枚を三人又分配するゆへ  
一人又付一枚半弱よ該る若し斯八枚を一人へ四枚一人へ  
三枚一人へ一枚と分配する事在んよ此時最初より打出を乃  
恰好此種類の牌なれば一枚を所持する人へ喜んで其一枚  
を打出すべし何とあれば一枚を所持する人へ其一枚にて  
已ふ其類の牌ハ皆無トありたれば此より後、斷牌を使ふ  
て其種類の繪牌を悉く充取することを得れりあり斯の如  
きことわれば最初より打出すべき順み當りては先づ所得中

の數多き同種類の牌と打出すべきことをあれ餘り其數多くして五枚以上同種のものを有するときい他種の牌より打出し決して數多きものを打出すことなかるへし

(二) 同種類數少き牌へ決して最初より打出す可らず  
吾所得中の牌みて同種類甚へだ少あきものあるべししか  
るときは此同種數少くあき牌は成る可く最初より打出さ  
るを好しとする故は所得中の同種少なきものは他伍よ  
於て其同類尤を多きものあればあり尤を吾が同伍の一  
方よて其同種類の牌を數ふほく持てることもあれど是れ

偶然として普通に他伍ふ之を持つてゐるをのあり譬へば吾  
が最初の打出し當りハート、クラブ、ダイヤモンド  
は各々の四枚宛ありて（スペード）のみ一枚あり又はほか  
の牌十一枚ありて（スペード）のみ一枚もつてゐるとき若し  
此（スペード）を打出すとき他伍ハ（スペード）を數多く  
持つより（スペード）の那處みてかばやく皆無とありて  
吾が所持する繪牌を断り取らるへしとかひ覺り吾が持  
てる繪牌等を早く逃出し又は自退することありて折角好  
配分みありしものを敵さらば敗る様とする同般あり未

だ（トランプ）は慣習する人常能く此法を行ふて失敗  
を取ることあれバ初歩の人能く注意すべし所あり又右  
の如く同類少きものを出たてハ當よ其牌の皆無よ近づく  
ことを知らするのみあらず或ハ（スペキレーシヨン）のあ  
きこと又ハ一點の吾所得よ在ることを示すよ同じ併かし  
是等ハ追々了解すべし

（四）若同種類の繪牌二個以上順次之を所有するとき最  
初より其繪牌を打出すべし  
但其繪牌を打出す順序ハ高點より下點よ下るべく下點よ

り高點より上の順序より出づべからず是れ繪牌二個以上の  
同種類を所持する時の打出し方あり譬は（グラブ）の一點  
王女王兵士（断牌ふ當らざるもの）を所持するか又は（ハ  
ト）の一點王女王を所持するか又は（クラブ）の王女王兵  
士を所持するが如く繪牌三個以上を順次より所持する場合  
又ハ先づ（クラブ）の一點を初より打出し次回又（クラブ）の  
王を打出すべし其以下にて女王兵士を順々より打出すべし  
と云ふことあり斯の如く最初より繪牌を打出すハ同種類  
の牌を數多く持が故に前より云ひし如く他伍より斷るの

恐あれハ最初より貴重とする高點より打始むるあり全体  
普通の計算にてハ五十二牌を四個より配分するが故に一人  
よて十三牌あれば其十三牌を又四個の種類より細別すべし  
然すれば一種類より付三牌宛あり（本來ハ三枚と二分五厘  
あれど便利の爲單より三牌と記す）已より一翻三牌宛なるが  
故に先之を本位と定めて可なり之を本位とすれバ同種の  
者ハ三廻迄より皆無とあるの恐かるべし或ひハ三回より  
ハ少し不安心のことも間々あれバ二回とするときハ安全  
の計算あるべし斯る理由より四牌所持する者ハ其内二

牌<sup>2</sup>より切られ三枚持つ者一枚へ切らるべき數理ゆへ同種類の繪牌を多く所持するとき<sup>1</sup>速か<sup>2</sup>又最初より繪牌を打出して他伍<sup>3</sup>より占領せらるゝことを防ぐあり却又次<sup>4</sup>ふ云ふべき<sup>5</sup>よどい右の如くして繪牌を打出するに必らず高點より下點より下るべし決して下點より高點より上るべからざることは是<sup>6</sup>あり譬<sup>7</sup>ば右の「クラブ」の一點と王と女王とを持ときは最初女王を出し次<sup>8</sup>より王を出し終り<sup>9</sup>より一點を打出す等と能く未熟者が行ふ所なれども至極拙策<sup>10</sup>と云ふ可し尤其人<sup>11</sup>へ多少之を爲すより理由を考案たるものよりあれども尙

未だ非<sup>12</sup>あり今其人の考を察するよ吾所得中より一點王女王を有する上より切牌よりあらざれば何<sup>13</sup>みしても人より渡すの恐あることなし其故<sup>14</sup>ハ高點の牌皆々吾手よりあればあり依て女王を先<sup>15</sup>出すを一點を先<sup>16</sup>出すを毫も掛念<sup>17</sup>なく安心して何繪よりしても打出する順序<sup>18</sup>ハ隨意ありと云ふはあるべし成る程此考へ一應尤もあれども尙拙策<sup>19</sup>と云ふ<sup>20</sup>他よりあらず斯く順序<sup>21</sup>よく打出すとき<sup>22</sup>他伍<sup>23</sup>吾所得を推知ることあり即<sup>24</sup>いち右の場合にて<sup>25</sup>「クラブ」の女王と打出せば他伍<sup>26</sup>より尙ほ其一點<sup>27</sup>王あることを見抜<sup>28</sup>ばあり何と

されば一點と王われこそ女王と最初より打出すべし一點と王なけれハ女王を最初より打出すものあさり當然の道埋あればあり斯る理台あるを以て繪札の打出ゑり必らず順

次より下らざるべからず

(五) 何札より限らず成るべく速かに皆無とありて切札を使用することを心掛け可し

古繪をあして勝を占めんと欲せハ素より吾所用の善惡が第一の基あれど尙ほ進んで切札より依て他伍の繪札を横領することを心掛けざるべからず夫より成るべく同種の札

を幾回も打出して其牌の皆無とある様もすべし斯く幾回も打出す中より却て他伍同伍共も皆無とあることもあるべし併し是れ前より述べたる如く普通されバ三順にして皆無とあるものあるべき計算ゆへ其計算通りより來りて各人二枚又ハ三枚位宛を有するところあり然れども我所得中より一枚又ハ二枚みて皆無とあるべきものあるときは決して之を最初より打出すべからざるを他伍より順次より打來りて吾手より終るときに先發みて一つ見るべきことあり夫い今发ふ出しある牌の中より何人か其高點あるや是

あり若玄前圖よて云へバ其高点ハ他伍として爾も吾(乙)左手の他伍(丁)の如きものあれハ吾ハ最少數の点牌を出して(丁)より勝を取せ次回の打出始を(丁)より譲ベし若し(丁)も吾手と同一よして今一回よて皆無となると思へバ直次回も引續き其札より打出するべく其終りハ吾又來るを以て吾れも亦今一回の打出しふて断る、ゆへ速かに之を打出し以て後に其種の札が出来るを俟受け之を占領すべし若又其順序よて吾(甲)より打出したるもの(丁)を経て吾(乙)より來りそれより(丙)より廻はすべしときは(乙)ハ

最高點の點牌を打出して(丙)より上よ出て、次回の先手となり今一回此種類の札を打出して皆無とすることを勉むべし左れを(丙)ハ(乙)よりも高點牌を出して(丙)が次回の先手とあるとき此事行ひれされを(丙)より打出して(乙)より終るときの如きハ今一牌よて断、者なれば(乙)ハ高點札よて支遞して自ら其次回の先手とありて尙其牌を打出して之を皆無とならしむべし占繪を奇す者ハ常よ此事を忘却すべからず漫りよ所得よ良全なるをたのみて自限するのみよして進んで他伍の牌を占領せざれ

バ毫毛趣興あきよ至りぬべし

(六) 同伍中うかたの一方かたより於て已ま皆無きわとありたる牌ある時とき能く之を記憶きおくして其一方かたのものもの此牌を他伍ほかより追出す事を勉むべし

同伍うかた中なかより一人ひとりの已ま皆無きわとありたる牌有ありと悟さとるときとき一人ひとりの其牌を打出だしきして他伍ほかより之を退出おけだし同伍うかたより断牌きりふりを以て之を領取りょうしゅせしむるしかむる方法ほうあり之を行ふより先づ同伍うかたの一方かたより尽しきしものあるや否まを考かへ見て又其尽しきたるもの何なにあるやを悟さとり誠まことにるべし是は人々乃鑑定かんじんされば煩密成さんめき

が如きを少しく注意つよいすれば悟さとり得うべし其法方ほうの先づ吾同伍うかたの第二次だいにの打出だしきし以下いげを打出だしきる牌ばいあるべし是は必ちず皆無きわとありたるの證據しじゆあり尤に二回迄まで止とどめたるを尙そのる其種ほとけの牌ばい持もつることあるを兎と角かく同伍うかたの一方かたの久ひさく其種類ほとけを打出だしきさゝるは皆無きわとありしものとして殆ほとんど差支つかい音おとあり依よて試とうみよ其牌ばいを打出だしきすべし譬たとへ同伍うかたの一方かたは(ハート)が尽しきたりと思おも。(ハート)を打伍うちすべし果こして尽しき居ゐれば之を受うけくる同伍うかたの直ただ断牌きりふりを使つかひざるべからず已ま一回斯いだ(ハート)は同伍うかたより尽しきぬと知しらば

終局迄記憶して其類の牌を他伍より追出し悉皆之を占取すべし又若し斯法を用ひて他伍の該牌を取りれば其後尙同伍の一方よて其牌を打出すも已よ断牌を用ゆべき用あり故斯時よハ早く皆無となるべき他種の牌を打出し置か又他術より皆無とあることを圖らざるべからず

(七) 同伍中よて已よ皆無とありたる札あるとき成るべく高點牌を打出すべし

同伍中よて皆無となりたる牌あるとき同伍の一方ハ之を他伍より追出し其繪牌を占了せしのち尙ほ同伍の一方よ

其同種の牌を所持するとき最高の高點より打出すべし  
なり何故よ斯くするやと云ふよ同伍中よて其一順中高點牌あるとき他伍よ取らるゝ恐れあきゆへ同伍の一方よ書牌を出さしめて之を同伍よ取り込み都合よければなり  
譬ハ(丁)よりハ(ハート)の七點を打出す時ハ(乙)ハ其(ハート)の八九十點の如き(丁)の牌より點數多きものを打出すべし(丙)ハ其時(ハート)の五點を打出すとすれば此一  
順ヨリ(乙)が最高點あれバ(甲)ハ既ヨ(ハート)の皆無とありし後なる故最早切牌を以て切るを益あきことあり故

此場合より他種の繪牌を打出し同伍の一方ある(乙)又渡すべし是れ己小(乙)まで其一順中の高點牌を打出しあれば他伍より之を占領せらるゝの恐あきゆゑなり斯法は最とも裨益あるものあれば屢々行ふて勝を取ることあり忘却すること勿れ

(八)(スペキユレーシヨン)を見出して之を追出すべし

此法は第一(スペキユレーシヨン)ハ同伍他伍の孰れもあらやを見出すこと甚はだ肝要あり何故と云ふ(スペキユーレーション)ハ(トランプ)の總大將あれば切牌より其威

力強きゆゑより偶々他伍の繪牌を切牌にて占取するも其上よ(スペキユレーシヨン)を打出すものあれば其繪牌も遮取せらるゝのみあらず併て切牌の繪牌若(繪牌と切牌と用ゆるれば)とも間取せらるればあり然れ共(スペキユーレーション)ハ他伍同伍孰もあるやと云ふことに最も困難の問題あれば熟々考察して左よ説明する所を使用すべし人よ依りてハ先づ(スペキユレーシヨン)の誰手もあるかを見る爲め最初より(スペード)を打出して試すものあれども是ハ拙策あり若し却つて同伍よりスペキユレーシヨ

ン) を有し尙ほ(スペード)の數も少きときは之を追出し  
自ら已れを攻むると同一あればなり依て斯方へ行ふべか  
らず放々先づ最初打出すとき(スペード)を以てせず他  
種の牌を同伍より幾回か打出ても毫しも同伍の一方より  
(スペード)を打出されば必らず同伍中よ(スペキユレ  
イション)を持つあらん最も時より依りて(スペード)の  
繪牌のみを持つがため之を他伍よ渡すことを恐れて(ス  
ペード)を打出さる事もありと云へども夫ハ太罕亦  
リ通常ハ同伍よ(スペード)を打出さるは(スペキユレ

ーション)を所持するの確徴たり斯る場合にて他伍よ  
りして(スペキユレーーション)を攻來べし其時の如何して  
然るべきやハ次よ示すべけど若し右よ反して同伍よりも追  
々よ(スペード)を打出すときハ共々よ之を助けて(スペ  
ード)を打出し他伍の(スペキユレイション)を追出すべ  
し

(九) 同伍中よ(スペキユレーーション)を所持する時ハ左の二  
個の場合よ於て其使用方を各異々すべし

(一) 我手よ(スペード)三枚以上ある時

此時（スペード）と（スペキュレーション）を合せて四枚あるゆへふ他伍（スペード）より假令之を退出さんとするを始んと叶（カモ）さるべし故（モリ）此時（スペード）の繪牌（エルド）を打出して誘ひ来るも頼着なく（スペード）の點牌（エント）を打出して快志て（スペキュレーション）を出すへからず

(二) 我手（スペード）一枚以下ある時

此時（スペード）と（スペキュレーション）を合て二枚以下なり若し他伍（スペード）よりして（スペキュレーション）を退出した三回も（スペード）を打出する時（スペキュレーション）を

ソ一人よて打死せざるべからず故（モリ）此時の他伍より（スペード）の繪札（エルド）を一枚よても打出して誘（モセ）へ直（モド）と（スペキュレーション）を打出して之を占取すべし左れば同伍ペキレーションをみて（スペキュレーション）を所持せるよ相連あしと鑑定したるとき（カモ）他伍（スペード）より（スペード）を打出せば同伍の一方（スペード）乃繪牌（エルド）を順序（シヨウジ）を抱はらず打出すべく假令兵士を出すを掛念あることあし何とあれば他伍（スペード）より此兵士を占取せんとして（スペード）の女王又（スペード）王を出すを同伍（スペキュレーション）を所持せるゆゑ却つて吾か利得と

あればなし

(十) 同伍互<sup>あわなたがひ</sup>々氣勢薄弱あるとき<sup>てのうすてうす</sup>驅術<sup>まきゆつ</sup>の方法<sup>しきほう</sup>を使用して他伍<sup>ほか</sup>を瞞着<sup>さまたかす</sup>すへ玄<sup>げん</sup>

同伍中<sup>あわなたちう</sup>共々<sup>あわなたうちら</sup>所得下等<sup>あらうぢやう</sup>より氣落<sup>きおち</sup>ちたり足<sup>あし</sup>を決<sup>けつ</sup>して情況<sup>ようざい</sup>を他伍<sup>ほか</sup>と推知<sup>さそり</sup>らるゝことあく成るべく他伍<sup>ほか</sup>を瞞着<sup>さまたかす</sup>して所得<sup>のうせつ</sup>宜<sup>よろし</sup>き様<sup>よう</sup>と形容<sup>きくろうひ</sup>し十分<sup>じゅうぶん</sup>の勝<sup>かつ</sup>より至<sup>いた</sup>さるを復<sup>か</sup>た同等<sup>あわなたうぢょう</sup>とあさゝるべからず然<sup>さう</sup>ども斯<sup>この</sup>驅術<sup>だましゆつ</sup>は全く道理<sup>よ</sup>據<sup>す</sup>らざるものあれバ之<sup>を</sup>を行ふて勝<sup>かつ</sup>つものもあれどを又敗<sup>まけ</sup>るものもありて其使法險難<sup>しかたけんのん</sup>より其事由<sup>わけ</sup>を高尙<sup>めいじょう</sup>あり依て斯<sup>この</sup>第十則<sup>じゅうじゆ</sup>より當りて

次の別項<sup>べっぴょう</sup>と於て之<sup>を</sup>を論<sup>るん</sup>せんとす宜<sup>よろ</sup>しく反覆熟讀<sup>よくほくじゆく</sup>て之<sup>が</sup>れが妙用<sup>じょうよう</sup>よ渉<sup>わた</sup>るべきあり

### ○ 驅術<sup>まきゆつ</sup>の方法<sup>しきほう</sup>

(一) 打出しを迅速<sup>すみやか</sup>にして逡巡<sup>きょくじゅん</sup>することなかるべし  
打出<sup>うちだし</sup>を早くすることとい詠<sup>きこと</sup>よ至<sup>あつたりまへ</sup>當<sup>とう</sup>の事<sup>こと</sup>あれば殊<sup>こと</sup>よ説<sup>わざ</sup>かざるも可<sup>か</sup>ある様<sup>よう</sup>考<sup>かんが</sup>へらるゝも左<sup>さ</sup>よあらす何<sup>なに</sup>人<sup>ひと</sup>よてを我所得<sup>われてのうち</sup>の良<sup>よ</sup>しからざるとき<sup>い</sup>容易<sup>たやすく</sup>打出<sup>うちだし</sup>をあさす頭<sup>あたま</sup>を搔<sup>か</sup>き首<sup>くび</sup>を傾<sup>かたむ</sup>けて漸<sup>や</sup>久<sup>く</sup>しく逡巡<sup>きょくじゅん</sup>して打<sup>うち</sup>出すものあり是れ誠<sup>まことに</sup>人の情<sup>じやう</sup>よ於て然<sup>さ</sup>るものあれば己<sup>きみ</sup>を得ざることあれをも(ト

（ランプ）の勝負を争ふ時も斯る所爲ありてハ同伍氣を撓めるのみならず他伍の增長して種々の使方を平滑ならしむべし故ニ是れ瑣事あれども能く注意して我が氣勢の回復を圖るべ志併し人よ依りてハ餘り氣勢を裝ふて却つて同伍を騙欺しきることもあれば其邊ハ打出すものゝ豫て心得べき所なり

（二）一種の繪牌二個のみを所持する時の左の場合よ依りて使用法を定むべし

（一）一點と玉とを所持する時

此場合ハ良所得あれバ最初の順番を打出し次の順番よ王を打出せば何等の困難もあることなし

（二）玉と女王とを所持する時

此場合よ同伍にて其一點を打出せば好都合なるゆへ女王を添て出すを玉を出すも隨意よして敗る掛念ハあしといへども若し同伍よ一點あきときハ危ふし依て斯る時より先づ王を打出すべし然るときハ玉ハ他伍の一點よ併領せらるべし己よ王を他伍よ渡せば女王ハ死を免るゝを得べし何とされば己よ王を出し一點も出たるのちは死する掛

念あければあり

(三) 女王と兵士とを所持する時

此場合ふれ女王を他伍の一點添へし然れば兵士の生  
ることあり何となれば既はらめ最初より女王を渡せば他伍よ  
てハ彼入このじゆ此種の牌か皆無きりとありたるものと臆測そしはかりし外ほか又  
王を有するも之を出さるべし依て其間又他牌を皆無きり  
あらしめて兵士を死地しちより援すくひ起すべし故ゆゑ兵士を先ま  
出して女王と後あと置くべからモ斯の如くするときハ他伍  
ヨハ尙ほ兵士あるべしと的知つきせられ其次の順じゆよ王を打出

して其兵士をも併領かうどりせらるゝ至ることあり

(四) 點牌てんぱいと王又また女王又また兵士とを所持する時

此場合とき王又また女王又また兵士を先まよ他伍へ渡すべし然  
るとき前云ふ如く己きみよ皆無きりとありたりと臆測そしはかりせられぬ  
べし依て其間まよ右の點牌てんぱいを皆無きりとあし断牌ばんぱいを以て餘の繪  
札え札を占領かうりすべし

(三) 同伍みかわよて断牌ばんぱい乏すくなしきとき之を打出して他伍てきがたの断札ばん札を

少數すくなあらしむべし

是れ最も窮策きゆうさくなれど行ふて屢々益しづくあらわあり何なにとあれハ吾所得わがてのう

中斷牌甚<sup>うきりよき</sup>いだ多き如く裝ふゆへ他伍<sup>ほか</sup>ハ之<sup>を</sup>を眞事<sup>まこと</sup>と想ひ已む<sup>おも</sup>あく斷牌の高點又ハ斷牌の繪牌を打出して之<sup>を</sup>を遮斷<sup>たちきり</sup>し他伍<sup>ほか</sup>自ら先手とありて他の牌より打出するべし

(四)吾手<sup>わがて</sup>ム一點と女玉又ハ兵士とを所持するとき<sup>とき</sup>容易<sup>やすく</sup>此牌を打出さす二順又ハ三順<sup>さんじゅん</sup>ム當る時女王又ハ兵士を打出すべし

是頗<sup>これすこ</sup>る騙術<sup>かみゅ</sup>の險難なるものあれど行ひ易きことあり譬は他伍<sup>ほか</sup>の(丁)より(ハート)の五點を打出せば(乙)即ち我か手の所得中<sup>てのうち</sup>ム(ハート)の一點と女王又ハ兵士とを持つ

きハ(ハート)の女王又ハ兵士を打出すべし此時(丙)ハ仮令王を持つも決<sup>けつ</sup>志<sup>し</sup>て出さ<sup>さ</sup>るべし何となれハ(甲)ム一點のあるキ否明<sup>あらざ</sup>る故王を出さ<sup>さ</sup>るべし或ハ其騙術<sup>かみゅ</sup>をることを推知<sup>おしなか</sup>るれば王ム占有せらるゝことあれとを多く王を出さ<sup>さ</sup>るへし是れ(丙)の仕方を當然のことあり何となれハ王を出して或ハ(甲)ム併有<sup>ともあり</sup>せらるゝ恐あればあり次<sup>つぎ</sup>ム一點を打出しあハ實<sup>じつ</sup>ム妙用<sup>めうよう</sup>あらん尙ほ斯法<sup>このしかつ</sup>は普通の場合<sup>ふ</sup>ムを使用して益を得ることあれば能く瞞<sup>まか</sup>素して使用すべし

(五) (スペキユレーション) を所持して (スペード) の數多く  
断牌の數のみ少なき時、自ら (スペード) を打出して (ス  
ペキユレーション) を攻撃すべし。

是れ自ら己れを攻撃して他伍を瞞着するの法あり斯の如  
くせる時、他伍吾も (スペキユレーション) あきこと臆  
斷すべし其際同伍も瞞着せらるれと決して鬱念あし假令  
同伍より攻め来るも容易よ (スペキユレーション) の追出さ  
る、恐れきれば也斯法ハ只 (スペキユレーション) を保つ  
爲よ功あるのみあらず他伍の繪牌の断牌を占有すること

と得べし

右之止を得ざる場合より望みて使用する騙術法の中の要領を  
示したるよ過ぎずと雖も能く之を記憶して使用せば敗るべ  
きもの却つて勝ち勝つべきものを敗とあはしむるへし但し  
一應 (トランプ) の使用よ慣熟せ玄上からで叶ひ難玄何と  
されば之を用ひて却て他伍より看破され敗を一層の敗よ導く  
ことあれハ初步の者よ先づ試みざるを可とせん

### ○第七章 記憶力の緊要

何件よ限らず記憶力ハ甚はだ肝要あるものなれども其中よ

て（トランプ）を爲すより最も記憶の力奇かるべからず其記憶の力を養成することとの爰よ一言して尽すべからざれど先づ宜しく此事と彼事とを考へ置きて屢々之を回顧すへし故又數理學等の達人ハ多く記憶の力よ富めり他あし屢々物事を考へて平素脳を記憶よのみ使へばあり是實際往々ある所みて書生輩よ（トランプ）使用の達人多き所以たらん偶々幼少の輩よ能く（トランプ）を使用するものあるハ其考へ（トランプ）の興味よのみ在るを以て然るやハ知らざれとを兎よ角道理と推然するものハ斯達人巧手よ至るへし斯る理由あるを以て仮令上所得たりとも敗者となり下所得ある者勝者とあるハ到底記憶の力よ富めるものと記憶の力よ乏しきをのとよ區別より生せり既よ（トランプ）ハ記憶の力を根本としあば此遊をするよは能く記憶力を養ひざるべからず記憶力を養ひ得て（トランプ）の達人功者とあらハ其記憶力ハ竊よ（トランプ）の一十遊戯術よ止まらずして汎く世事よ應用せらるべし故よ云ふ（トランプ）ハ間接に知識を進むるの功がありとは不當の言辞よあらざるべし快て更よ（トランプ）中記憶方の必要ある場合を舉示せんと欲す

(一) 使用の札數を忘却せざるべし

(ハート)の牌數は己より幾度使用せられたるや(クランプ)の牌數は幾度使用せられたるや(スペード)の札は未だ使用せられまること云ふ是あり人或ひ之を忘却して他人より尋ねることあれども是甚だ下策あり其度數を忘却しては吾打出の胸算正しからず順序區々として同伍他伍を爲み無益の勞は陥ることあれば度數を記憶するは肝要なりとす

(二) 他伍より皆無とありし札のある點を記憶すべし

吾多數の繪牌を打出して他伍より之より添渡したる

ときり己より其札の皆無とありし正徴あり譬へ吾が(ハート)の一札と外ふ四個の點札を有せると其(ハート)の一札を打出したるは他伍よりハ玉又ハ兵士等を添渡せしときり他伍ハ(ハート)の皆無とありし征徴とすべし尤も騙術みて渡したるや否やを考ふべし之を考ふるより吾が(ハート)ハ何枚あるやを調べ若し其(ハート)の數多き時ハ此方より多く彼方より少あき理を以て他伍は眞より皆無とありたるべし

(二) 他伍より断札を使用せしことを記憶すべし

一度他伍てきかたより於て断札きりふだを使用せしとき、其断られたる種類の札を以て再び打出すべからず同伍の打出より依り暫く之を擋き間々乗じて之を援ふことを勤むべし。譬たとへば（クラブ）の他伍より既既に皆無なきとありて其順ゆは餘札まがのよたを棄てしか又は之を断りしかを忘わするべからず同伍より於てを之と同様の理わけにて他伍の一方が断札きりふだを何種どのよだ用ひしかを記憶おぼへして可成先手さきより回り已の順ゆより其札よたを打出し之を他伍より追出けいださるべからず。

(三) 追次他伍同伍より打出したる繪札ゑだ及び点札てんざの種類數位

を記憶すべし。

已さく打出したる者かどへハ（ハート）の王女王九点五点（ヘクタープ）の一点軍士十点八点五点三点（ダヤモント）の女王七点六点四點（スペード）の王女王九點八點なりしと記憶すること是なり斯かくの如くあれば既既に打出したる者かどへ何々として未だ打出ざる者かどへ何々ありとの事判然ことほつきりとして（トランプ）の使用上より大々益えきあることなり是頗ひつる難事むずありといへども畢竟巧手下手じやううへいだの分るゝ爰點こゝりとこよりて甚緊要じんあれば成るべく之を記憶せんことを勉むへし好し悉く

記憶すること能ひされば責めて断札の種類のみにてを記憶せざるべからず（其断札ハ各要用の者あれと成べく之を出す又下點よりすべし故ニ若し追々上點を出すものあれバ是已ニ断札乃少數を示すもれあり免ニ角此法ハヘトランブ）使用中の量要あることをれハ深く注意して等閑ニ付べがらず

○附言一則 凡そ歌留多ニまれ花牌ニまれ輸贏を決すること宜しく正直ニして毫も悪戯狡策を容べべからず然ども世上ニハ往々狡兒ありて種々の悪計を出すとあり能く之

を看破して遊戯を行ふべ志（トランブ）も亦然りとす候て左ニ其使用前ニ注意すべきことを附言せんニ第一札を配分するニ際リ其札の裏面等ニ標的とあるベニニ損所汚點の有無を検案すべし人ふ依てハ斯く如く標的を製へて他伍ニ何々同伍ニ何々を配分せしことを識るものあり第二鏡塗板其他の映射物か其前後ニあるや否を回顧すべし是れ札の種類如何を寫書して其所得を識る方あり第三他伍中ニ暗号の有無を發見すべし或ひは眼を閉ぢるを何の標とし手を擧るを何の的とし其他形容シ以て所得の通告するものあり此等の類ハ

甚だしき狡策あれば殆んど博徒とする類ことあり若し之を  
覺り得べ斷然斷止して（トランプ）の使用を施行せざること  
よすへし

以上已よ占繪の法定則騙術等と説示したれバ以下云々他  
の諸遊戯を説き示すべしと雖も其方法ハ概ね右の定則より  
出たるを以て之を参考すれば可なるがゆヘ他戯よ至りてハ  
只其使用法のみを示すへし

## ○第八章 ハトランプーひとり遊び

是れ札を獨り使用して遊ぶ方法也其方法の先づ五十一枚の

札を能く混錯して表面より一札づゝ取出して之を前面ふ四個又列併し順位ふ點札の數を整頓して成丈四部又還るを良とす即ち左の如し

(三)(一)

場あり

譬へ最初に出たる札の孰れの種類も限らず王なるときの之を一部の所も置き次も女王あるときと其次も置き次も兵士

あるとき其次より置くあり又其次より王が出づれば(二)の下より置き次より女王あれば其下より置き次より兵士成は其下より置く十點九點八點より二點迄順位より出れば又順位より其下より置くへし斯く五十二枚とも順次より出れば更より之を各一點(一點へし其出たる時より兼て傍らより別として置くべし)と合すべし其合するに必らず素牌を取出してあらべたる順序あるへし即ち一點より加ふるより二點三點四點五點六點七點八點九點十點兵士女匠王とす之より一部へ全く整備とす次より他の三部を斯の如く併合すべし四部皆整備されば最良あり何人よて

を試みふ之を行ふへし右示す如く順當より出て來ることといあくして錯雜して出るをのあり即ち最初五點出て次より九點出て次より軍士出て次より女王出て次より王出て又次より十點出て三點出て九點出て四點出て王出れば女王出て五點出れば八點出て始終順逆不定あり之を能く四部より配置して遂に能く四部の順位より復せしむるに甚はだ難く偶々能く整頓すれば欣々然として獨り喜悦より堪へざるべし

### ○第九章 二十一(トランプ)

此法に已が取たる牌の點數を計算して二十一點より至を勝と

する故二十一の名あり其計算を以て勝敗を決するよは豫め左の件々を心得置ざるべからず

(一)二十一點を以て本位とし二十一點より點數上るものハ敗<sup>まけ</sup>なり二十一點より下て十四點以下よハ敗<sup>まけ</sup>として計算を及ぼすべからず

(二)二十一點以上の者と十四點以下の者とを比<sup>く</sup>ふれバ二十一點以上の方を敗<sup>まけ</sup>とす

(三)衆人共に二十一の點を取得<sup>とりえ</sup>たるときは配<sup>わかれ</sup>主<sup>ぬし</sup>の勝なるべし

(四)各自二十一點よ滿たざるときは其中の最高點を以て勝とし

又斯法よハ繪牌の點數を計算するよ定法あること左の如し  
一(スペキユレーシヨン)ハ一と十と十一と乃<sup>ミ</sup>三様よ算當

するを得べし

一一點は何れを一と十一の一様よ算當するを得べし

一田、女、王、兵、士、ハ何れを各々十と算當すべし

其他の點札の點數の如く十九、八、七、六、五、四、三、二、一と計算して可

あり

此法を行ふのとは人數より限りず二人三人四人五人六人幾人までを差支へし今假よ甲乙丙の三人にて行ふことせんよ此内にて配主（通例之を親或は元方と稱す）を定むべし此分主より當りたる人を（甲）とすれば（甲）とまづ牌と能く錯雜して自分とを三人より配るべ考之を配るより牌を裏面にして三人より二枚宛配分すべし總て最初受けたる一枚の外より之を受くると受けざる各自の隨意あれども若し之を受くる時より牌數合せて五枚を越ゆべからず且又之を配るより三回

よりの表面おもてを顯あらはしてすべし其時三人より各取て之を見るより譬ものてのうちへ其所得左の如し

（甲）ハ一點と九點の點牌あり

（乙）ハ（スペキユレーシヨン）と六點の點牌なり

（丙）ハ女王と八點乃至點牌あり

依て各自點數を計算して見るより左の如し

（甲）ハ一箇を十一と爲せハ合計二十箇あり

（乙）ハ（スペキユレーシヨン）を一ト爲せハ合計七あり若し之を十と爲せハ合計十六箇あり若し又之

を十一と爲せハ合計十七點あり

(丙)ハ合計十八點あり

斯時前文ニ説きたる勝敗決方心得の件々より各思慮する  
とせんニ(甲)ハ已ニ配分を得るとせん(乙)ハ尙ほ受けたし  
と乞んニ四點の點牌を得たりとす是より配分を得るせん  
(丙)も尙受くるとせんニ四點を得たれば最早配分を得すべ  
し依て各自之を表面ニして示すべし即ち其結果左の如し

(甲)ハ二十點あり

(乙)ハ二十一點あり (是前ニ十七點と後の四點と合

計すればなり)

(丙)ハ二十二點あり (是前ニ十八點と後の四點と合  
計すればなり  
依て(乙)を完全の勝とし(甲)を不完全の勝とし(丙)を全く  
の敗とすべし

### ○第十章 消了(トランプ)

斯法を二人三人五人六人幾人まで使用するを差支あらず其  
方法ハ五十二枚を以てせず其幾部よても宜し假ニ四枚又ハ  
五枚宛として之を三人ニ分配すべし其餘を裏面ニして中央

よ置くべし斯の如くして各受得たる牌を打出し疾く打出し盡したるを勝とし尙幾枚か殘るものを敗とす其打出の順序へ總て前云ひし占繪より左れども斯法より斷牌なきを以て人より打出られたる札の吾所有より時々更に中央より備へたる牌の中より順當より受取て其牌を得る迄に幾牌よりを取入せざるべからず若し中央よりある牌を収了せば打出またる人より其打出したるものを取入すべし斯法より多少の法定則有ども占繪の法を参考すれば自ら了解すべし故より略す

### ○十一章 占點(トランプ)

斯法を人より限りあく二人三人四人五人何人にてを使用することを得べし其方法は五十二札中より先づ断札を定め置き夫より札を混錯して一人付四札宛よりも五札宛にてを其場の申合より配り其餘りは中央より備へ置き占繪の如く打出して高點なる者より其札を取るべし沮し打出したる度毎に中央より名人一札宛を受最初定めたる札數と始終同數よりし置からざるべからず此の如くして中央備牌盡るより各人の所持せる札を打出し盡し然後各人其取りたる牌

を計算すべし其計算の定法の左の如し

一断牌の一點二點兵士ハ十點と計算すべし

一断牌の王女王十點ハ五點と計算すべし

一並牌の(スペキユレーション)或ハ一點王女王兵士十點

ハ一點と計算すべし

其餘斷牌並牌は限らず物て二點三點四點五點六點七點八

點九點ハ計算の中に入らず

右の計算法より計算して點數の多き者を勝とするあり其  
佗順序使用等ハ占繪と同しければ参考すべし

### ○第十二章 占繪の別法

斯法ハ占繪とは全く異よ玄て右より示せし占點の點數より依り  
て勝敗を定むるものを繪札の數みて勝敗を分つものとす是  
亦幾人よて爲すも差文あることあく是れが順序方法は右より  
同しけれハ略す

### ○第十三章 (ナボレオン、トランプ)

斯法ハ成るべく多勢あるを好む其順序方法ハ最初の占繪  
より異なることあし只之を左の如く使用するのみ  
譬へ五人より配分し各々所得を収めて後ち之を點檢して幾枚

を占領し得べきことを認出で其多額者を以て(ナボレオン)とし餘の人は連帶して(ナボレオン)を攻撃し取るもの取らせず出さんとするものに出させざる法方あり今先つ五人の内(甲)は三枚を取べしと云ひ(乙)は四枚を取むへしと云ひ(丙)は五枚と得へしと云ひ(丁)は六枚を取ふべしと云ふ若し(丁)の六枚よりも尙多く取得可き都合の所得者は尙之よりも多額を唱へ若し(丁)より上より越ゆるものをあけれり(丁)は既よ(ナボレオン)とより自ら打出して五枚を得ざるべからず果して丁度五枚を得は(ナボレオン)の勝もあり若玄取

過ぎて六枚は成ても不足玄て四枚取りても丁度五枚を得されハ敗とす佛蘭西第一(ナボレオン)皇帝か歐洲諸國を併合し後ヨ歐洲諸國か打出して帝を攻撃せることより考案せしものあれハ實ニ勇壯活潑の使用法あり

以上説示す外(トランプ)の使用方ハ夥多あれども尽く之を擧ぐる能はざるのみあらず却つて冗長なることあれハ今之を除きて只其重要なもののほみを示せり能く前後照應して醜味せり(トランプ)の使用ニ上達すること疑ひあしとす只言の尽さる筆の至らざる處あれば幾回も之を熟讀して服

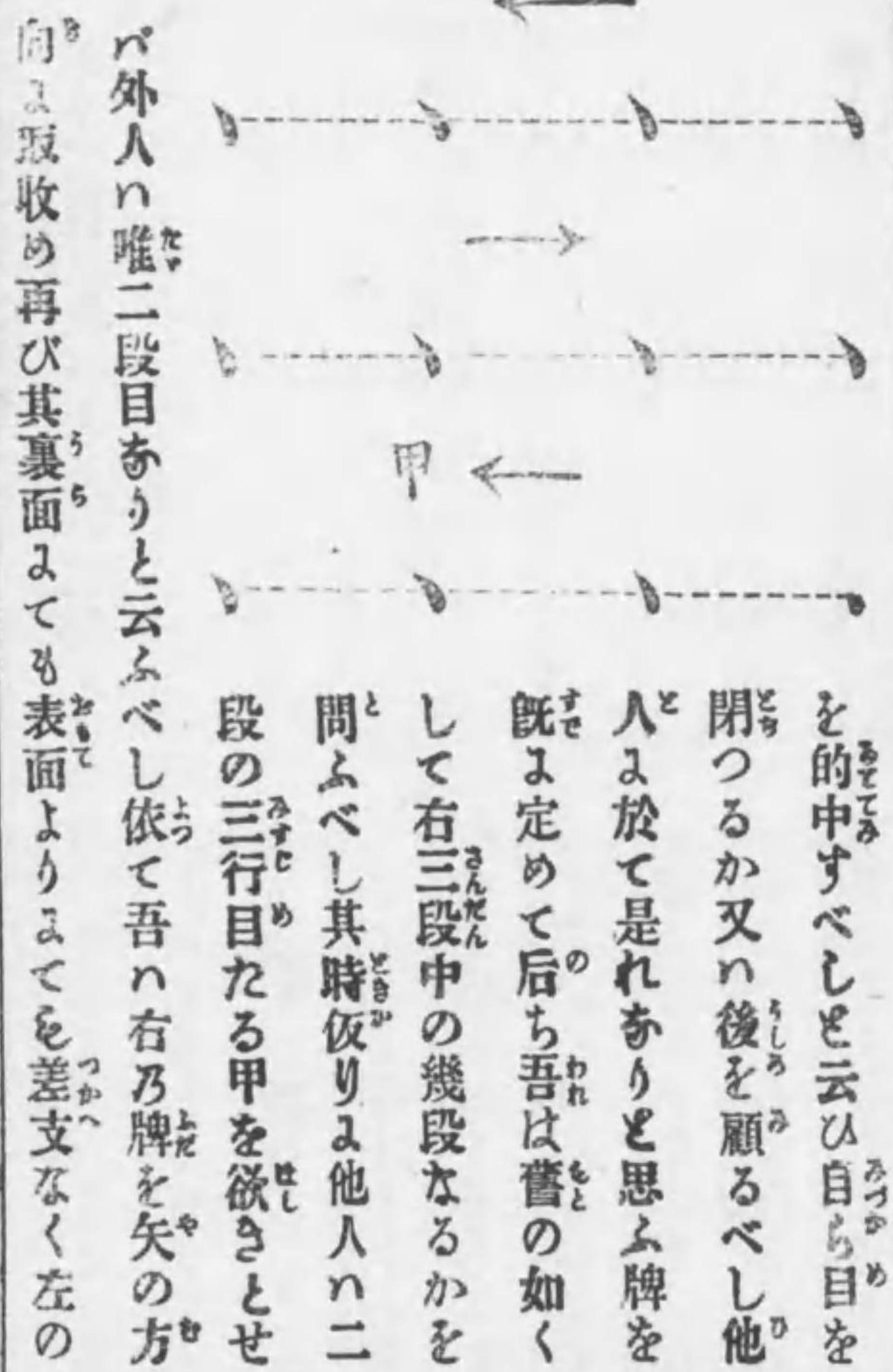
臍せざる可らざるあり

○附言 (トランプ) 手術の事

婦女文章遊嬉の爲よ(トランプ)手術の事を附載すべし蓋し  
(トランプ)の手術の頗る多くして逐一之を擧示すること  
能ひざれど其中よりて解り易く且つ興味あるもののみを  
左より説明すへし

○(トランプ) 手術其一 仮よ列牌暗射と名く

(トランプ)十二枚を以て左の如く配置すへし  
斯く配置し置て他人より向ひ何牌よりも汝の欲と思ふ牌一つ



を的中すべしと云ひ自ら目を  
閉つるか又は後を顧るべし他人  
より於て是れありと思ふ牌を  
既に定めて后ち吾は舊の如く  
して右三段中の幾段なるかを  
問ふべし其時仮りよ他人より二  
段の三行目たる甲を欲きとせ  
ば外人の唯二段目ありと云ふべし依て吾の右乃牌を矢の方  
向ひ取收め再び其裏面よりも表面よりみて差支なく左の

如く配置又他人よ對ひ縦線まで二行の中よて前行するを問ふべし若し中行を云ひ必ず二段目の(甲)あるべし是理由ハ只行列の縦横又變する迄よしと別よ其位地を變ることをなけれバ最初回の縦行は二回の横行あれば行は二回の横行あれば

と何たることを吾よて密よ記意すべし譬へ他人の袖出して上よ措きたるハートの一点よして吾最終の牌ハクラ

アリ能く著るしき牌を以て行ハヤ其理合忽ち了り得べし

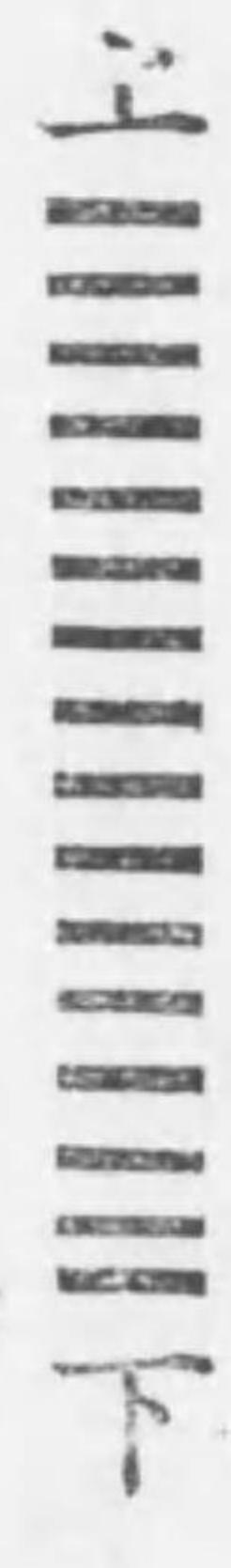
○(トランプ)手術其二 仮よ(混交暗射)と名く

斯法ハ五十一枚を掌頭へ裏面を向けて惜き他人をして其中より一枚を抽出さしめて之を記憶せしめ吾ハ決して其何たるを見ずして言ひ當るの術あり扱其抽出したる牌を吾が掌上よある牌の上よ措かしめ之を混交するよ當りて最終の牌ハ何たることを吾よて密よ記意すべし譬へ他人の袖出して上よ措きたるハートの一点よして吾最終の牌ハクラ

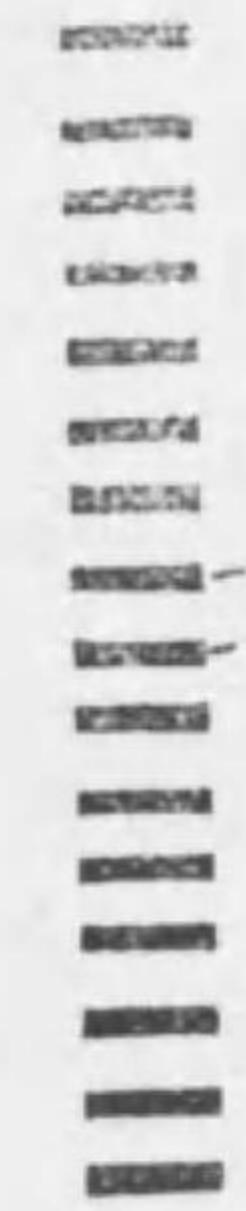
アの一點なりしとせんよ斯て之を中央より一ふして下よ

り上よ混交ベ玄其後之を表面して順次よ繰出すべし即ハち

吾密ひそかみ見置おききたる(クラブ)の一點と重かさありて其前まへみあるもの  
のハ他人ひとの抽ぬきたる(ハート)の一点なるゆゑ即ち(ハート)  
の一点ありと答こたふべ玄わ其理由ゆうりゆハ左の圖づみて明あらん



上うへ下したを加くわふれば



必らず上下合体うへしたうつしよす

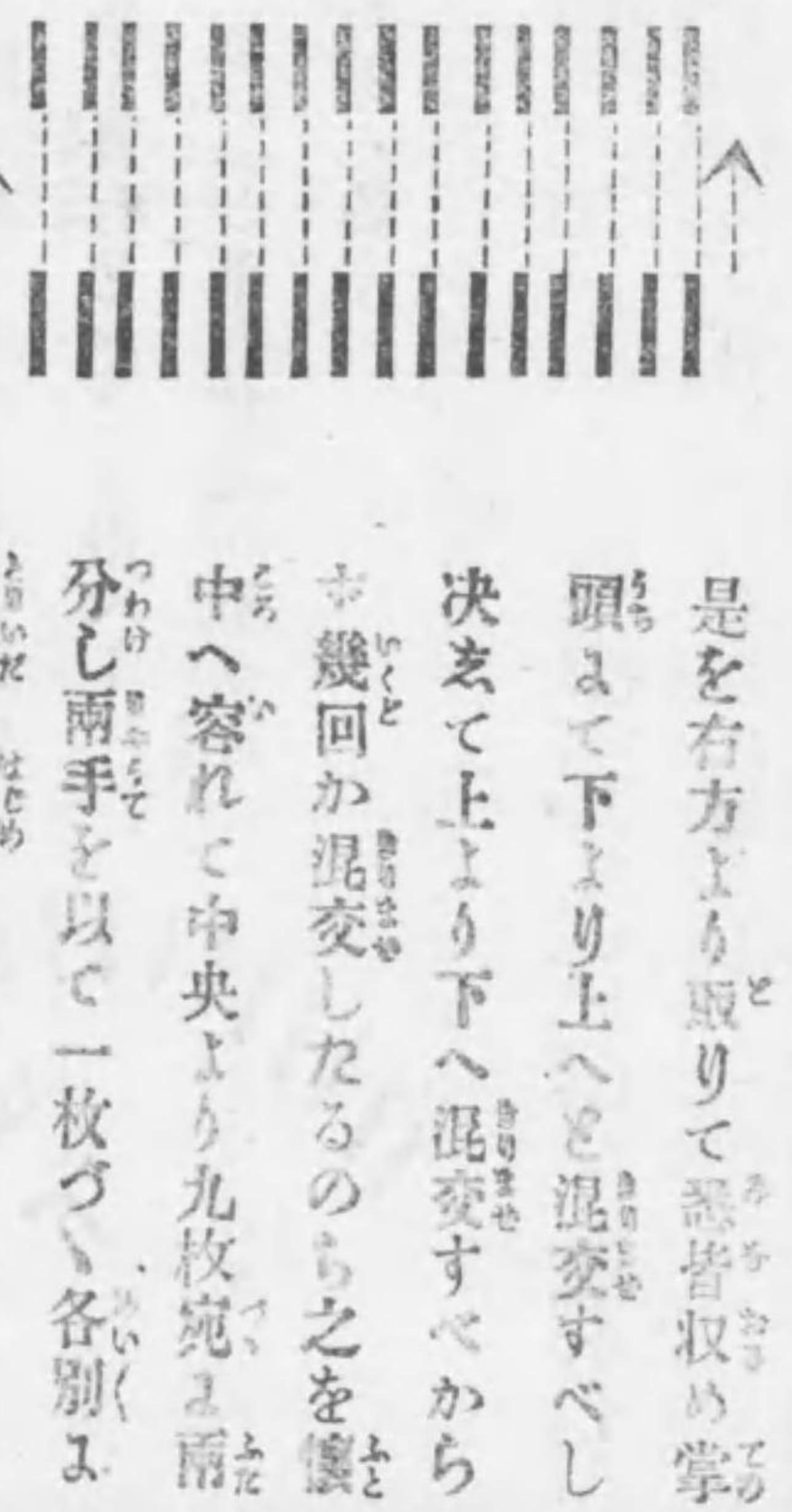
故くよ之のを繰出くりいだすときい左さの如ゆくし  
て同時じかどき出でて來くるものとす是れ當あたり  
然きあり能うく實行じつこうせば了さり得べし

○(トランプ)手術其三 假かりよ混まぜ

交列射こうぜつしゃと名く

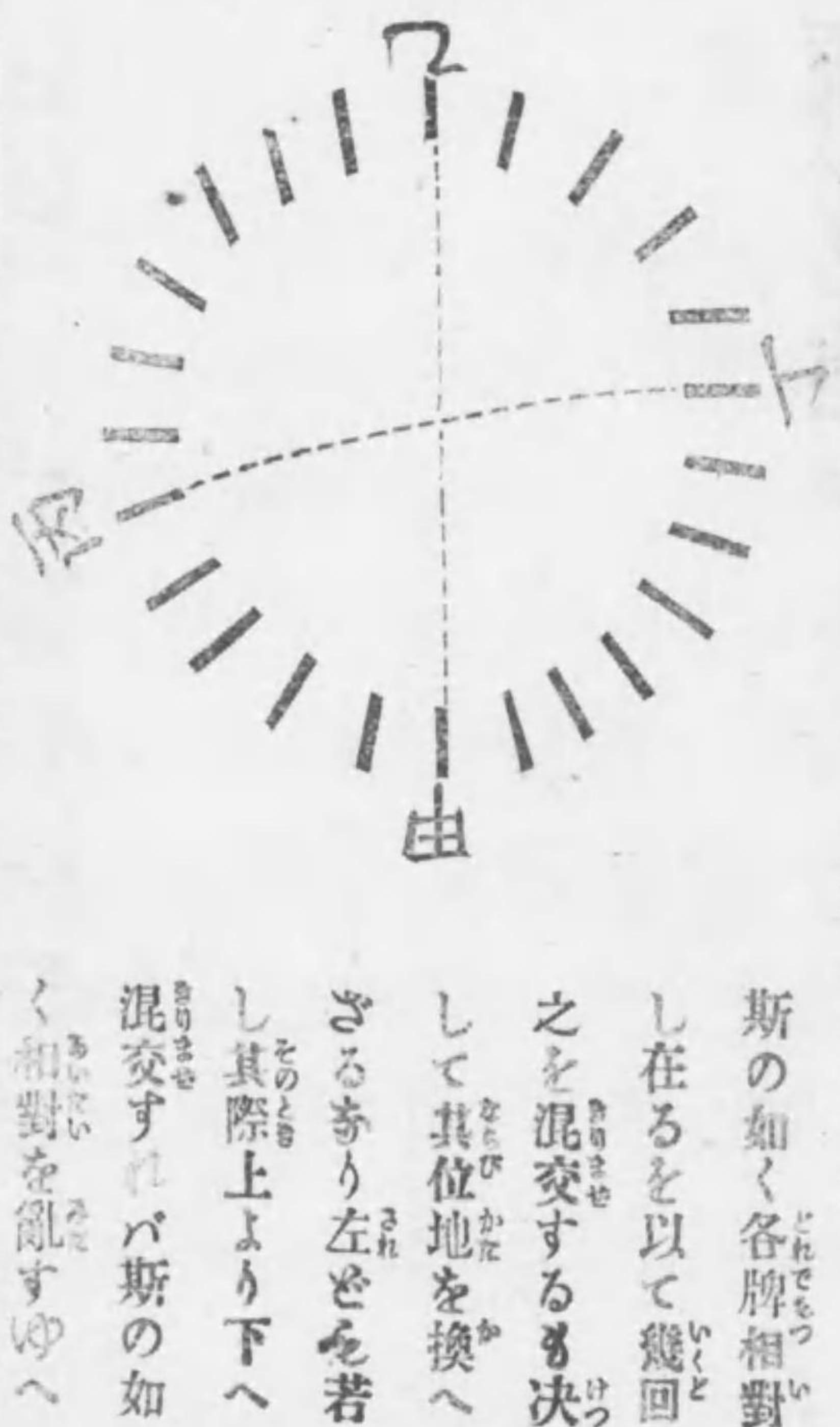


斯法このしかなは同様おなじよう(トランプ)を一枚宛はよ玄くて九枚くまとし都合つがふ十八枚じゅはちまいを上下うへしたとたづ順行ゆぎやよ屏引さらべすること左され如ゆし



是を右方より頭りて悉皆收め掌頭より下より上へと混交すべし  
決迄て上より下へ混交すべから  
キ幾回か混交したるのち之を懷中へ容れて中央より九枚宛ま兩分し兩手を以て一枚づゝ各別よ頭出し最列の之を右手の上より屏列せば次に左手の下より屏列すべし必らず同様の牌をあらん次に右手の上よりし次に左手の下よりして取出せば前

ス屏列したる順序の如くあるべし其理由は左の如し



斯の如く各牌相對し在るを以て幾回之を混交するも決して其位地を換へざるあり左を若し其際上より下へ混交すれば斯の如く相對を亂すゆへ

より元より還ることを得ず能實施せば直々領解すべし

西洋骨牌使用法 終

明治十九年十一月廿五日御届

同 年十二月 出版 (定價金二拾錢)

原 版 人

岡山縣平民

初 平

東京神田區雑子町  
三十二番地寄留

井 上 源 七

日本橋區高砂町十  
二番地

翻刻出版人

東京神田 團々社支店

本石町

上田屋

横山町

辻岡文助

南鍋町

兎屋誠

馬喰町

山口屋

羹研堀町

鈴木喜右衛門

淺草三好町

大川屋錠吉

南傳馬町

松成堂

通三丁目

丸屋鉄次郎

銀座三丁目

上方屋

大 賣 拈

本石町

上田屋

横山町

辻岡文助

南鍋町

兎屋誠

馬喰町

山口屋

羹研堀町

鈴木喜右衛門

淺草三好町

大川屋錠吉

南傳馬町

松成堂

通三丁目

丸屋鉄次郎

銀座三丁目

上方屋

終

